

第8回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会
意見要旨

日 時：平成23年6月1日（水） 13：30～17：10
場 所：豊玉町保健センター

<出席者> 委員：11名 事務局：3名

<内容>

○ 条例（たたき台）の検討について

- ・ 事務局より前回までの検討経過及び今回の検討委員会の進め方を説明。
⇒ 前回までの検討状況及び決定事項を第1条から説明の上、積み残していた課題を整理しながら、各条文を決定しながら進めていく。ただし、前文については各章の検討を終えたうえで議論し、また、第2条“定義”については追加した方がよい項目があれば最後の段階で再検討を行う。

《第1条～第7条までを事務局より説明》

- ・ 第3条の文章のつながりがおかしいと思う。“基本的事項に定めるものであり”の部分を“基本的事項を定めるものであり”に修正してはどうか。
⇒ 修正することで決定。
- ・ 第7条（市民の責務と役割）の検討事項であった「行政サービスに伴う応分の負担」の条文を第7条第3項として次のとおり追加することとした。

3 市民は、市が提供する行政サービスを受けるに当たって、応分の負担を負わなければならない。

《第8条から第15条までを事務局より説明》

- ・ 読点を入れたほうが読みやすいところがある。（委員意見）
⇒ 条例の担当と相談しつつ、適宜修正したいので、了解いただきたい。（委員了承）
- ・ 第8条（総合計画）に「総合計画の適切な進行管理と定期的な進捗状況の公表」の内容の条文を入れるべきとの検討事項が残っていたが、5年ごとの見直し時にそれぞれの項目を公表していること、中長期的な計画のため、年次的な公表が困難なことにより、追加しないことで決定した。

《第16条から第18条までを事務局より説明》

- ・ 第18条中の“条例で定めるところにより”の部分は、後程作成する解説版でカバーするため、現行のとおりとしたいことを事務局より説明。
- ・ “条例で定めるところにより”というのは表現としては一般的だが、わからない人間にとっては不親切な表現だと思う。（委員意見）

- ・ この表現の部分に、条例（この部分に条例名）という表現にしてもらえれば分かりやすい。（委員意見）
- ・ 条例の中ではほとんどがこの表現を用いているが、条例名が変わることはほとんどない。ただ、主な表現の問題だと思うので、個別の条例名を入れても問題はないと思われる。（委員意見）
 - ⇒ よって協議の結果、第17条、第18条、第19条、第22条中の「条例で定めるところにより」に条例名を入れることで決定。

《第19条・第20条を事務局より説明》

- ・ 第19条の次に「危機管理」項目を挿入することとしており、条文案を事務局より説明。一部修正し、次の条文で決定。

（危機管理）

第20条 行政は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。

《第21条から第23条までを事務局より説明》

- ・ 第21条中の“適時”とは適当な時期にという意味か。適宜ではないのか。
 - ⇒ 適時とは“ちょうどよいとき”という意味であり、“適時”のままとする。
- ・ 第22条の次に「説明責任等」項目を挿入することとしており、条文を事務局より説明し、案どおり次の条文で決定。

（説明責任等）

第23条 行政は、政策等の実施にあたり市民に分かりやすく説明しなければならない。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければならない。

《第24条を事務局より説明》

- ・ 第24条の「パブリックコメントを受け、意思決定したものを公表する旨を条文化できないか。」との前回の検討委員会の意見を受け、事務局より追加条文案を説明、一部追加し、次の条文で決定
 - 2 前項の手続を行った場合は、速やかにその結果を市民に公表するものとする。

《第25条から第28条までを事務局より説明》

- ・ 第28条（男女共同参画）の条文を再検討することとしていたため、事務局より案を提示。
- ・ 第28条中の“協働”と男女共同参画の“共同”で、若干、戸惑いがあるがどちらかに統一した方がよいか。条例（案）の趣旨を考えると“協働”がよいと思い、こちらを用いた。（事務局提起）
- ・ “共同”だと“共に”という意味だが、“協働”になると広範囲すぎて意味がぼや

ける気がする。(委員意見)

- ・ “協働で”を抜いてはどうか。(委員意見)
- ・ “男女が社会の平等な構成員”という言葉とのつながりを考えると、“共同”がよい。(委員意見)
- ・ “共に”という表現で残すのもよい。(委員長意見)
⇒ “協働で”を“共に”に修正する。

(男女共同参画)

第28条 市民、議会及び行政は、男女が社会の平等な構成員としてお互いの人権を尊重しつつ、共にまちづくりに参画できるよう努めなければならない。

《第29条を事務局より説明》

(事務局) 事務局(案)を修正したことについて説明し、今回の検討委員会の中で、「住民投票」の項目を入れるか、また、入れるとすればどの項目まで入れるかを議論いただきたい旨の提起を行った。

- ・ 今の事務局の提案は、条例(案)内に住民投票について入れる方向性である。
- ・ 一般の人は地方自治法での規定は分からない。それを考えれば、要件等まで条例(案)に盛り込んでほしい。今の(案)は、市民・議会・市長の三者について書いてあるのでよいと思う。その都度議会に住民投票について諮らないといけないことを考えると、個人としては常設型がよいと思う。(委員意見)
- ・ 常設型にすると、議会を通さずに住民投票できるという利点と、住民投票が乱発しやすいのではないかとという欠点がある。どちらにも長所・短所があるが、非常設型にしたほうがよいと思う。(委員意見)
- ・ 安易に乱発されることは避けなければならない。議員は市民の信託により選ばれているので、非常設型にしてその都度議会にかけても大丈夫なのではないか。(委員意見)
- ・ 逆に、その都度、議会に諮らなくてよいことを考えれば、常設型の場合は議員を信用していないと思わせる部分もある。(委員意見)
- ・ 盛り込んだ方が、具体的に自分たち市民が参加するんだという意思がはっきりするし、条例の趣旨に一致すると思う。(委員意見)
- ・ 逆に常設型にしたほうが、要件等を引き上げれば住民投票の乱発は防げるし、市長や議員への緊張感が与えられるのではないか。また、市民の政治的関心も高まるのではないか。(委員意見)
- ・ “重要事項”とはどんなことか。
⇒ いろんなケースが出てくると想定される。明確な項目は入っていない。
- ・ 希望としては“常設型”だが、この条例自体が議会で否決されると困る。(委員意見)
- ・ 三者ともに発案権がある形にしたい。年齢要件等の条件まで今回盛り込むのは不可能だと思う。今は、三者が提案できる旨を担保としてはどうか。常設、非常設が決まらなければ、それを盛り込まない書き方の条例(案)にしてはどうか。
⇒ 条例(案)として、そのような表現はできない。(事務局)

- ・ 住民投票の要件は毎回異なってくると思われるため、その都度定めた方がよいと思う。そちらのほうが柔軟に対応できる。(委員意見)
- ・ 住民投票をする際の請求要件が書いてないので、分かりづらい。誰がどんな要件で請求すれば住民投票できるのかが不透明である。(委員意見)

【協議結果】

協議により、「住民投票」の項目を盛り込むこと、「市民、議員、市長」の三者が常民投票の請求又は発議等を実施できるようにすること、住民投票の実施の方法は非常設型とする方向で進めることとした。

よって、上記事項を事務局で再度検討し、各委員に後日配布することで決定。パブリックコメント、地域との意見交換会等については、事務局（案）により行うものとし、地域との意見交換会等による意見を踏まえ、次回の検討委員会で、再度、協議を行うこととした。

《第30条・第31条を事務局より説明》

○ 対馬らしさを明記するため、第28条、第29条を設けているが、総合計画などをみるとこればかりではなく、あえてこの2つの条文が必要かを再議論した。

(委員意見等)

- ・ “対馬らしさ”を感じる条文だが、この2つの条文は必要か。
- ・ 自治体独自の条文を入れている自治体もある。
- ・ まちづくりの方針の柱になるのなら、入れたほうがよいと思う。
- ・ 逆に、まちづくりの基本施策に入れるのはどうかという気もする。入れるなら2つともを入れる、入れないなら2つともを外す、のどちらかがいいと思う。
- ・ 今の対馬にはぴったりの内容だと思う。対馬らしさ・独特のものを入れるとすれば、国際交流と農林業、自然環境、できれば文化遺産を入れてほしい。
- ・ “(対馬らしさの追求) 市民、議会及び行政は、対馬の地理的・歴史的な特色を活かした共生のまちづくりを推進していくことに努めるものとする。”等はどうか。
- ・ こういうのは条文にするより、前文に入れたほうがいいのかと思う。
- ・ 対馬らしさを考えれば、あってもよいと思う。
- ・ 委員長より2つの条文をまとめる形で次の条文提案がなされた。

(対馬らしさを追求)

第 条 市民、議会及び行政は、対馬の地理的、歴史的な特色を生かしたまちづくりを推進していくことに努めるものとする。

- ・ 委員長（案）の“推進”に、“保護”も入れたらよいと思う。

【協議結果】

協議により、委員長（案）でいくか、2つの条文を1つにまとめるか、を再度委員長の方で案を策定し、各委員に配布することとした。その案で、地域との意見交換会等を実施し、次回の検討委員会で再度議論することとした。

《第32条・第33条を事務局より説明》

意見なし

《「努力規定の条文変更について」事務局より案を提示》

- ・事務局案により決定。(修正条文・・・第7条、第8条、第9条の3、第17条、第18条、第27条)

《前文の検討》

(委員意見等)

- ・対馬には3聖人いる。賀島兵介も入れてほしい。
- ・“これからの対馬”という理想像を入れてほしい。今後の対馬をどういう市にしていこうかという具体性が足りない気がする。また、3段落目を外して、第30条・第31条の内容も含め、理想を高らかにうたった方がよいのではないか。
⇒ 委員長(案)は後日修正分を送付する。

○ 地域との意見交換(案)について

- ・事務局より地域との意見交換会の時期、実施方法の変更を説明。

実施予定日を、8月24日、8月30日、9月5日～6日の4日のうち3日で実施することとし、1日に昼、夜の2回実施する方向で進める旨を説明。また、各委員さんにおいては、意見交換会に最低2ヶ所には参加してもらう旨を要請した。特段の意見もなく、開催日等が決定後、各委員さんに通知する旨を連絡した。

《まとめ》

次回検討委員会は、地域との意見交換会が終了する9月上旬に開催する。日程が決まり次第、開催文書を送付する旨連絡した。検討委員会はしばらく行わないが、その間、パブリックコメントや地域との意見交換会の実施があるため、それらの意見を踏まえて最終検討に入ることを確認し、第8回検討委員会を終了した。